

審査請求書の作成要領

行政不服審査法では、特に審査請求書の様式が定められていませんので、任意の様式で構いません。ただし、行政不服審査法第19条及び国民健康保険法施行令第30条の規定により、以下の事項を記載する必要があります。代理人により審査請求する場合は、審査請求書とは別に、審査請求人による委任状を提出してください。

- ① **審査請求年月日**（行政不服審査法第19条第2項第6号）
審査請求書を提出する日（郵送の場合は発送の日）です。
- ② **審査請求人の氏名、住所又は居所**（行政不服審査法第19条第2項第1号）
- ③ **代理人の氏名、住所又は居所**（行政不服審査法第19条第4項）
代理人によって審査請求する場合のみ記載します。
- ④ **被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日、被保険者証の記号及び番号**（国民健康保険法施行令第30条第1号）
保険給付に関する処分、被保険者証の交付請求又は返還に関する処分について審査請求する場合にのみ記載します。
- ⑤ **保険給付を受けるべき者の氏名、住所又は居所、生年月日、被保険者との関係**
（国民健康保険法施行令第30条第2号）
保険給付に関する処分について審査請求する場合で、保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときにのみ記載します。
- ⑥ **審査請求に係る処分の内容**（行政不服審査法第19条第2項第2号）
審査請求の対象となりうる処分であることを明示するとともに、その処分が具体的にどのような処分であったかを明らかにします。例えば、療養費の不支給決定に不服があるならば「保険者〇〇区長が令和〇年〇月〇日付けで審査請求人に対して行った、国民健康保険療養費不支給決定処分」となります。
- ⑦ **審査請求に係る処分があったことを知った年月日**（行政不服審査法第19条第2項第3号）
- ⑧ **審査請求の趣旨及び理由**（行政不服審査法第19条第2項第4号）
審査請求の趣旨とは請求の簡潔な結論であり、上記⑥の例で言えば「『本件処分を取り消す』との裁決を求める。」となります。
審査請求の理由とは趣旨を裏付ける根拠です。処分が違法又は不当であることを主張する部分なので、なぜ違法不当なのか、事実関係や法令等を根拠に、出来るだけ詳細に記載してください。
- ⑨ **処分庁の教示の有無及びその内容**（行政不服審査法第19条第2項第5号）
処分通知に審査請求できる旨記載されていれば、具体的に記載内容を記し、無ければ「無し」としてください。処分通知に記載されている場合、処分通知の該当箇所の写しを添付していただいても結構です。
- ⑩ **添付書類**（行政不服審査法第32条第1項）
審査請求の記載内容を証明するための証拠書類（処分通知の写しを含む。）や証拠物などをここに列記して提出することができます。
代理人による審査請求の場合は、**委任状**をここに列記して必ず提出してください。
また、資料に**マイナンバー**が含まれている場合は、**マイナンバーを黒塗り**して提出してください。

上記の事項を適宜の用紙で正副2通作成し、下記まで提出してください。審査請求書の提出は、郵送でも提出できます。

<p>【提出先】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都保健医療局保健政策部国民健康保険課内 東京都国民健康保険審査会</p>
--